#### 鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。)第3条第3項に規定する鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者名簿(以下「名簿」という。)への搭載に当たって必要な事項を定めるものとする。

(名簿)

第2条 県は、評価調査者としての要件を満たす者の専門区分、所属評価機関及び主な経歴等を記載した一覧表を名簿として管理し、インターネットの県のホームページ上で公表する。

(名簿への登載)

- 第3条 県は、認証要綱第3条第1項第1号又は第2号に該当し次の各号に掲げる者について、名簿を作成する。
  - (1) 鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者研修等実施要領(以下「研修要領」という。) 第3条に規定する養成研修を修了した者
  - (2) 全国社会福祉協議会の実施する第三者評価調査者養成研修若しくは社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修又は全国保育士養成協議会が実施する評価調査者養成研修を修了した者
- 2 前項に該当する者の名簿への登載は、名簿登載申出書(様式第1号)により行い、当該研修を修了したことを証する書面並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添付するものとする。

(名簿からの削除)

- 第4条 県は、名簿に登載した評価調査者が次の各号の一に該当する場合には、名簿から削除する。
  - (1) 本人から削除の申し出があったとき。
  - (2) 研修要領第4条に規定する継続研修又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する 継続研修を受講しなかったとき。ただし、災害等、真にやむを得ない事由により受講で きなかったと判断される場合は、翌年度の継続研修を受講するまで、名簿からの削除を 猶予することができる。
  - (3) 評価実績がないか、又は著しく少ない場合で削除することが適切と判断されるとき。
  - (4) 不正な行為を行う等、評価調査者としてふさわしくないと認められるとき。
- 2 前項第2号から第4号に該当して削除しようとするときは、「鹿児島県福祉サービス第 三者評価推進委員会」(以下「委員会」という。)の意見を聞かなければならない。なお、 前項第2号による削除については、継続研修の行われた翌年度当初からとする。

(名簿への再登載)

- 第5条 前条の規定により、名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。ただし、削除の事由に応じて次の各号のとおりとする。
  - (1) 前条第1項第2号に該当する場合にあっては、翌年度の継続研修を受講した場合に限り、本人からの申し出により、名簿に再登載することができる。
  - (2) 前条第1項第4号に該当する場合にあっては、削除に当たって委員会の意見を聞いて 定めた年限の間、再登載を行わない。

附則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。

# 附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年2月20日から施行し、改正後の鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領は、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# 附則

この要領は、令和3年1月8日から施行する。